

鹿児島市中小企業者

特別支援金

長期化する原油価格・物価高騰の影響により、売上高に対する営業利益の割合などが減少している中小企業者等の事業継続を支援するため、中小企業者特別支援金の給付を行います。

対象者・申請要件

次の①～⑤の
全てに該当
している事業者

- ① 市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等
- ② 物価高騰等の影響を受けていること
- ③ 令和4年を6か月以上含む事業年度の売上総利益率又は売上高営業利益率が前年度と比較して3%ポイント以上減少していること
- ④ 今後も事業を継続する意思があること
- ⑤ 申請者等が暴力団等に関与していないこと

支援金額

※該当する事業者には、一律の支援金を給付します。

法人

20万円

個人事業主

10万円

申請に必要な提出書類

※用紙サイズはA4サイズで統一してください。

法人

- ① 申請書 様式あり(様式第1-1) ※法人と個人事業主では様式が異なります
- ② 売上総利益率又は売上高営業利益率が前年度と比較して3%ポイント以上減少していることの確認書類
- 直近の2事業年度(最新の事業年度が令和4年を6か月以上含むものに限る)に係る確定申告において作成した法人確定申告書別表一の写し
- 上記に係る法人事業概況説明書の写し
※いずれも収受印が押されているなど、提出先の受領が確認できるもの
- ③ 資本金がわかる書類(貸借対照表などの写し)
- ④ 振込先(振込先口座の通帳の写し) ※通帳表紙の裏面など
- ⑤ チェックリスト 様式あり

※申請書等は市ホームページからダウンロードできます。提出書類の詳細については、市ホームページ掲載の「申請要領」をご確認ください。

個人事業主

- ① 申請書 様式あり(様式第1-2) ※法人と個人事業主では様式が異なります
- ② 売上総利益率又は売上高営業利益率が前年度と比較して3%ポイント以上減少していることの確認書類
- 令和3年及び令和4年の売上高に係る確定申告において作成した所得税確定申告書第一表
- 上記に係る青色申告決算書又は収支内訳書
※いずれも収受印が押されているなど、提出先の受領が確認できるもの
- ③ 本人確認書類
(マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証などの写し)
- ④ 振込先(振込先口座の通帳の写し) ※通帳表紙の裏面など
- ⑤ チェックリスト 様式あり

申請方法

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

原則郵送

● 郵送先 / 〒892-0844 鹿児島市山之口町1-30 IDEHARA BLD 7階-A
鹿児島市中小企業者特別支援金事務局

申請受付期間

令和5年 5月1日(月)～令和5年 10月2日(月) 消印有効

お問い合わせ先

中小企業者特別支援金コールセンター TEL 099-272-9871

(受付時間)8:30～17:15(土日祝日を除く。)

● 支援金の詳細、申請書等の様式は市のホームページに掲載しています。

鹿児島市 中小企業者特別支援金

検索

又は二次元コードよりご確認ください→



鹿児島市中小企業者特別支援金 申請から給付までの流れ

- 1 申請要件の確認** 表面の申請要件の全てに該当しているかご確認ください。
- 2 申請書類の準備** 表面の「申請に必要な提出書類」をご準備ください。準備にあたっては必ず「申請要領」をご確認ください。
- 3 申請** (郵送による申請書類の提出) 提出書類を郵送してください。(宛先は表面参照)
※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。
- 4 鹿児島市での内容確認** 申請書類に不備がないか確認を行います。書類の不備等があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。
- 5 給付** 市は申請書を受付後、概ね1か月程度でご依頼の口座にご入金します。入金の連絡はしませんので振込口座にてご確認ください。

鹿児島市中小企業者特別支援金の Q & A

Q

中小企業者等とはどのような企業ですか。

次のいずれかに該当する企業等(個人事業者を含む)になります。

※政治団体、宗教上の組織または団体、公共法人(法人税法別表第一)、任意団体(事業収入を得ており、確定申告を行っている団体は除く。)は除きます。

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
小売業	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

Q

私の住所は鹿児島市外にありますが、支援金の対象になりますか。

鹿児島市内に事業活動を行う事業所を有する場合は対象になります。

Q

小売業を営んでおり、3店舗経営しています。1店舗のみの売上実績で申請できますか。

店舗ごとに売上を区分して申請することはできません。

Q

個人事業主ですが、令和3年分、4年分の確定申告をしていません。申請はできますか。

給付対象者を決定する資料に確定申告書類が必要となりますので、申告後に中小企業者特別支援金の申請をしてください。

Q

現金での受取はできますか。

口座振込での給付のみとしており、現金での受取はできません。

Q

給付された支援金はどのような用途に使えますか。

事業全般に広く使える支援金です。事業を継続するための燃料費や家賃、人件費などに使えます。

特別支援金の不正受給は犯罪です!!

